

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

総合化事業計画に係る認定申請書

平成 25 年 4 月 1 日

個人の農業者の場合、屋号+氏名でも可
例 ○○農場 ○○○○
法人格を有している申請者の場合、正式な役職名+氏名を記載する
例 農事組合法人○○農場 代表理事○○○
○
印については、個人の場合は個人印、法人格の場合は社印（登記印鑑）が望ましい。任意組織の場合、代表者の個人印もしくは組織名の認印+個人印が望ましい

住所は都県名から記載

申請者 (代表者)
住所 東京都千代田区霞が関 1-1
名 農業生産法人株式会社農産 印
代表取締役 農林 太郎

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたので、申請します。

共同申請者があれば行を増やして記載

申請のポイント

申請できる者は＝農林漁業者＋農林漁業者の組織する団体

農林漁業者とは、農業を営む者＝新規就農の場合は、少なくとも作業が行われていること。
農業者の組織する団体とは、農業者が意思決定権を持っている＝役員のおよ半を占めている

注) 決算書で農業の売上げが無い場合＝農業者であることの証明が必要
例えば、農地台帳、農協組合員の証明するものなど

促進事業者とは＝総合化計画を手助けする者(位置づけるかどうかは自由)

人格があれば、どのような組織でも可
ネットワークを組む事業者を促進事業者と位置づける必要はない

3 用紙の大きさ等は、日本工業規格に準拠すること。

4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

事業名については、「有機〇〇」「無農薬・減農薬」「安心・安全」「〇〇農法」など根拠が不明確なものや「特許〇〇」「商標〇〇」などの記載は避け、事業内容の分かり易い事業名を記載する。

(別紙)

総合化事業計画

役員を除く常時従事者数
○でパート数を外数で記載

1 事業名

地域の特産品であるトマトとニンジンを利用した加工・販売事業

2 申請者等の概要

申請者（代表者）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①：農業生産法人 株式会社農産	⑤：1,000万円
②：東京都千代田区霞が関1-1	⑥：5名 (パート3名)
③：代表取締役 農林 太郎	⑦：野菜作農業
④：電話番号：03-****-****1	⑧：3月
FAX番号：03-****-****2	
担当者名：農林 次郎	
共同申請者（共同して申請する者がいる場合に記載）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①：特になし	⑤：
②：	⑥：
③：	⑦：
④：電話番号：	⑧：
FAX番号：	
担当者名：	
促進事業者（促進事業者がいる場合に記載）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③法人の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①：特になし	⑤：
②：	⑥：
③：	⑦：
④：電話番号：	⑧：
FAX番号：	
担当者名：	

(備考)

- 共同申請者又は促進事業者が2者以上存在する場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。
- 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

記載のポイント

1 作付面積、生産状況 **2 課題** **3 対応の方向性**
・目標 について記載

3 農林漁業経営の現状

農業生産法人(株)農産は、平成 10 年に設立した農業生産法人であり、水稻を中心に生産を行っていたが、米の需給調整の強化に伴い、平成 16 年から水稻(3ha)に加え、地域の特産品であるトマト(ビニールハウス 10 棟(1ha))とニンジン(50a)、タマネギ(50a)を生産しており、霞ヶ関農業協同組合の他、(株)霞ヶ関青果に出荷している。

トマトは地域ブランド「霞ヶ関とまと」(※)として大きな評価を得ているが、出荷基準から外れる規格外品も多く、その有効活用が大きな課題となっており、3年前からトマトジュースへの加工を開始し、近所にある道の駅「霞ヶ関」にて販売を行っている。

今後、市場評価が高いトマトの栽培を現状の倍である 2ha に拡大を予定しているが、「霞ヶ関とまと」として出荷できないトマトの増加も予想されるため、トマトジュース以外に幅広い年齢層に受け入れられる商品開発が必要と考えているところである。

また、ニンジンについても、年度によって価格の変動が大きいことから、安定的な収益が見込めるよう、新たに付加価値を高めた商品開発を検討している。

※霞ヶ関とまと～酸味と甘みのバランスがよく、口当たりと肉質の良さが特徴のトマト。糖度8度以上のものを「霞ヶ関とまと」として出荷。

4 総合化事業の目標

(1) 総合化事業全体の目標

自社生産の野菜を使用したトマトゼリー、トマトジャム、ニンジンジャム及びトマトとニンジンのミックスジュースを商品開発・製造するとともに、青果物と加工品の新たな販売ルート構築により、経営の多角化を図り、所得の向上と雇用の拡大を図る。併せて加工所の整備、自社HPにネットショップを開設し、安定的に販売できる体制を構築する。

(2) 農林漁業経営の改善の目標

① 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高
 現 状 (平成 25 年 3 月期)

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売 上 高 (円) [販売数量()×単価(円/)]
トマト	霞ヶ関農業協同組合 へ出荷	10,000,000円 [10,000kg×1,000円/kg]
	(株)霞ヶ関青果 へ出荷	6,000,000円 [5,000kg×1,200円/kg]
ニンジン	霞ヶ関農業協同組合 へ出荷	3,000,000円 [15,000kg×200円/kg]
ア : 売 上 高 計		19,000,000円

目 標 (平成 30 年 3 月期)

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売 上 高 (円) [販売数量()×単価(円/)]
------------------	------	--------------------------------

トマト	霞ヶ関農業協同組合 へ出荷	10,000,000円 [10,000kg×1,000円/kg]
	(株) 霞ヶ関青果 へ出荷	12,000,000円 [10,000kg×1,200円/kg]
	インターネット販売	7,000,000円 [5,000kg×1,400円/kg]
ニンジン	霞ヶ関農業協同組合 へ出荷	2,000,000円 [10,000kg×200円/kg]
	インターネット販売	600,000円 [2,000kg×300円/kg]
トマトゼリー (90g) ※トマト4,500kg使用 (自社生産分4,000kg 、農水花子調達分500k g)	道の駅での販売	800,000円 [4,000個×200円/個]
	インターネット販売	150,000円 [500個×300円/個]
トマトジャム (180g) ※トマト3,500kg使用 (自社生産分3,000kg 、農水花子調達分500k g)	道の駅での販売	600,000円 [1,500個×400円/個]
	インターネット販売	125,000円 [250個×500円/個]
ニンジンジャム (180g) ※ニンジン3,500kg使 用 (自社生産分3,000kg 、農水花子調達分500k g)	道の駅での販売	600,000円 [1,500個×400円/個]
	インターネット販売	125,000円 [250個×500円/個]
トマト・ニンジン ミックスジュース (720ml) ※トマト4,000kg使用 (自社生産分2,000kg 、農水花子調達分2,00 0kg) ニンジン2,000kg使用 (自社生産分1,000kg 、農水花子調達分1,00 0kg)	道の駅での販売	600,000円 [2,000本×300円/個]
	インターネット販売	400,000円 [1,000本×400円/個]
イ : 売上高計		35,000,000円

(注) 販売数量の単位については、農林水産物等又は新商品に応じた適切な単位を使用すること。

→ [売上高の増加率] 184% (= (イ÷ア) ×100)

② 農林漁業及び関連事業の所得

現 状 (平成 25 年 3 月期) (単位：円)

ウ：農林漁業及び関連事業の売上高		40,000,000
エ：経営費		32,000,000
オ：所得 (ウ－エ)	A	8,000,000
雑収入 (補助金等に限る。(個人は不要)) B		
計	A + B	8,000,000

目 標 (平成 30 年 3 月期) (単位：円)

カ：農林漁業及び関連事業の売上高		60,000,000
キ：経営費		45,000,000
ク：所得 (カ－キ)	A	15,000,000
雑収入 (補助金等に限る。(個人は不要)) B		
計	A + B	15,000,000

→ [所得の増加率] 188% (= (ク÷オ) ×100)

(注) ②については、申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

所得金額の計上

経営指標 \ 経営形態	法人経営	個人経営
売上高	損益計算書の売上高	青色申告決算書 または収支内訳書
経営費	売上原価＋販売費・一般管理費	経費 (肥料・農薬・労賃など)
所得	営業利益(補助金、交付金等を含めることも可)	所得金額(専従者控除前)

注)任意組織で統一経理でない場合は、構成員の合計数字
農林漁業及びその関連事業の関する売上高、経営費、所得

5 総合化事業の内容

ネットワークの取組の記載については、以下の野線で囲った内容を参考にして下さい。

施内容

① 新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組

(株)農産は東京都千代田区霞が関にある自社のトマトジュース加工施設を改築し、ジュースの製造ラインの増設と新たにジャム製造設備及びゼリー製造設備を整備し、自社で生産しているトマト及びニンジンを用いて、トマトゼリー、トマトジャム、ニンジンジャム、トマト・ニンジンミックスジュースを開発・生産する。

なお、新商品の開発・生産にあたり、不足する原材料については、集落内の農業者である農水花子からトマト 3,000kg、ニンジン 1,500kg を調達する。

具体的には、平成 25 年度中にトマトゼリー、トマトジャム、ニンジンジャム、トマト・ニンジンミックスジュースの商品開発及びこれら製造設備の整備を行い、平成 26 年度から加工施設を利用したこれら新商品の生産を行い、既存商品を販売している道の駅「霞ヶ関」と自社 HP (ネットショップ) で販売を行う。

今後の商品開発・改良などにあたり、道の駅「霞ヶ関」にマーケティングやアンケート調査などの協力を依頼し、より消費者ニーズに即した商品開発・改良を行っていく。

また、商品開発後、販路の開拓に向けて、アグリフード EXPO と食博覧会へ出展を予定している。

② 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善の取組

トマト及びニンジンについて、既存の霞ヶ関農業協同組合及び(株)霞ヶ関青果への販売のほか、自社 HP (ネットショップ) で販売を行う。

ネットショップについては、産直向けサイトや料理レシピサイトへ広告を掲載し、需要の開拓を行う。

なお、HP 管理や商品発送のため、新たに従業員の雇用を行う。

③ ①又は②の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組 特になし。

(2) 実施計画

① 実施体制

責任者：農林 太郎 ((株)農産 代表取締役)

商品開発：農林 次郎 ((株)農産 商品開発担当)

パッケージデザインに (有)日比谷デザインの協力をあおぐ予定。

加工場：農林 愛子 ((株)農産 加工品担当)

販売促進：産業 一郎 ((株)農産 HP 管理担当)

販売促進・マーケット調査等：交通 二郎 (道の駅霞ヶ関 企画担当)

原料供給：農水 花子 (トマト、ニンジン生産者)

(※組織図を添付)

② 総合化事業の用に供する施設の整備の内容 (別表 1)

③ 特例措置 (別表 2)

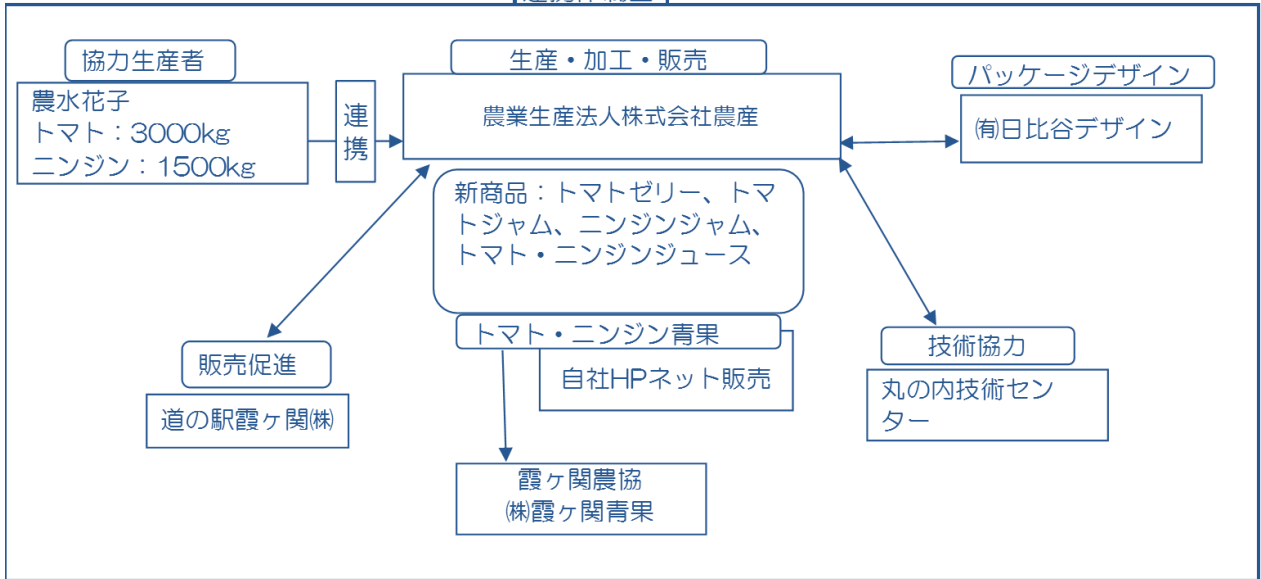
④ 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 (別表 3)

専門的な用語などは、注釈を入れ説明する。

●●栽培法とは・・・●● とか

●●システムとは・・・●● など

連携体制図



(別表1)

総合化事業の用に供する施設の整備の内容

(注) 総合化事業の用に供する施設を整備する場合に記載すること。

(農業改良資金融通法等、農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、都市計画法の特例措置を必要とする場合には必ず記載すること。)

1 施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類	規模・用途等	施設の用に供する 土地の所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	
①								
②								
③								

2 施設を整備する者の概要

番号	
①	氏名:
	住所:
②	氏名:
	住所:
③	氏名:
	住所:

(注) 1 「新設等」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

2 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

3 「施設の用に供する土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域のいずれに含まれているかを記載すること。

さらに、当該土地が市街化調整区域にある場合には、以下の事項を記載すること。

A 施設に係る開発行為又は建築行為等が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、該当記号「A」並びに同法第29条第1項及び第2項並びに第43条第1項の該当号

B 開発行為が開発許可を要するものであるときは、該当記号「B」及び同法第34条の該当号

C 建築行為等が建築許可を要するものであるときは、該当記号「C」及び建築物が都市計画法施行令第36条第1項第3号イからホまでのいずれの建築物に該当するか

D 施設の整備が開発行為及び建築行為等のいずれも伴わないものであるときは、該当記号「D」及びその理由
また、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における
草地の形質変更を伴う場合には、集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

4 「1 施設の整備の内容」と「2 施設を整備する者の概要」はそれぞれの「番号」が対応するように記載すること。

5 申請者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

施設の整備を行う場合は、図面等を添付する。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

施設の規模及び構造を明らかにした図面

(都市計画法の特例措置を必要とする場合には、施設の売場面積、床面積及び敷地面積が分かる図面であること。)

(別表3)

総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	1年後 (26年3月期)	2年後 (27年3月期)	3年後 (28年3月期)	4年後 (29年3月期)	5年後 (30年3月期)
① 設備投資額		50,000			
② 運転資金額	4,000	5,000	5,000	5,000	5,000
③ 資金調達額合計 (①+②)	4,000	55,000	5,000	5,000	5,000
自己資金	3,000	5,000	5,000	5,000	5,000
借入金		25,000			
うち 農業改良資金等					
その他 〇〇銀行		25,000			
補助金等 (ソフト) (ハード)	1,000	25,000			
その他					

- (注) 1 「農業改良資金等」とは、「農業改良資金」「林業・木材産業改善資金」「沿岸漁業改善資金」を指す。
 2 申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 3 借入金・補助金等については、計画申請時点における予定を記載すること。

県単事業等の場合はその他の欄に補助金
名を記入し金額を記載する。

補助金活用の場合、補助残の融資として農業改良
資金は活用できないので注意。

※ 補助金等の欄に金額を記入する場合は、交付金について県及び市町村と相談中であれば記載可能。